

足場の組立て等作業特別教育

作業員（直接の作業員） → 特別教育の資格が必要
作業主任者（指揮監督者） → 技能講習の資格が必要

.....特別教育について.....

労働安全衛生規則の一部改正により、**足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務**（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）が**特別教育を必要とする業務に追加**されました。

（平成27年7月1日から適用）

よって、上記業務に従事する**労働者に対して、特別教育を行わなければならないことになりました。**

（労働安全衛生規則 第36条39号）



学科講習科目と時間数

学 科 講 習 科 目	時間数	合計
1. 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	6 時間
2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30 分	
3. 労働災害の防止に関する知識	1 時間 30 分	
4. 関係法令	1 時間	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

本講習を受講された方には、終了後「修了証」（資格証）を発行します。

特別教育の省略

次に掲げる者は、特別教育を省略することができる。

- 1 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了したもの
- 2 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- 3 とびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの
- 4 とび科の職業訓練指導員免許を受けたもの